

インターンシップ受入企業情報（大学生等）

コード	1P07	業種	P医療、福祉		文理	文理不問
フリガナ	シャカイフクシホウジンユウワカイワークショップアサヒ					
企業・団体名 (施設名通称)	社会福祉法人ゆうわ会 ワークショップあさひ あさひ					
実習地	〒 850-0001 長崎県長崎市西山4丁目604-17		交通手段	長崎県営バス 「ワークビレッジ」バス停 降車 徒歩1分 車での通可		
HPアドレス	https://www.yuuwakai.or.jp/			TEL	095-818-9441	

プログラムの趣旨（目的）		学生へのメッセージ（こういう人に来てほしい）						
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事内容を体験することで、あさひを知ってもらい、あさひとしての役割や障害者支援施設での就労のイメージをもってもらう。 ・業務説明を行い、業務体験を通して、障害のある方との関わりを持ってもらうことで、障害に対する理解を深めてもらう。 ・作業を通して就労支援を行う事業所ですので、利用者の方々と共に作業を行いながら、積極的にコミュニケーションをとってもらい、個々の障害特性の把握や、その特性に応じた支援の仕方等を経験してもらう。 		<ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉（障害者支援）に興味をもっている又は知りたいと思っている方 ・利用者の方に尊厳を持って関わり、積極的にコミュニケーションがとれる方 						
実習部署名（体験可能な職種など）		インターンシップを行う際に必要な能力						
就労継続支援B型事業所 ワークショップあさひ ①パンやラスクの製造など、食品を扱うペーカー班 ②企業からの下請け作業や自主製品(縫製品)の作成をしている簡易班		<ul style="list-style-type: none"> ・人とコミュニケーションをとることが出来る ・思いやりの心を持つことが出来る ・偏見を持たずに人と接することが出来る ・必要に応じて質疑応答が出来る ※事前に検便が必要になります						
実習スケジュール	(1日目) オリエンテーション（法人内事業所説明、見学） (2~5日目) 各作業班にて作業訓練の様子の観察・直接支援 障害特性の把握・理解をした上での関り方（自分で考え、疑問等について支援員に助言等してもらう）							
学部指定	特になし	学年指定	大学院	不問	大学	不問	短大	不問
県外学生	可	留学生	可	日本語でのコミュニケーションが出来る方				
受入人数	2名		実習日数	汎用的能力活用型（5日間以上）				
実習時期	8月～9月		勤務時間	8:30～17:30				

企業概要・事業内容			写真（会社外観、社内雰囲気等）			
「谷間に光を、共に生きる」「愛と幸せとおもいやりと平等」という法人の基本理念を基に、ワークショップあさひでは、利用者の皆様が社会生活を営む為に必要な生活支援を行うと共に、作業訓練を通して勤労意欲や喜びを学び、就労に向けた支援を行う事業所です。就労継続支援B型、就労定着支援を行っています。						
企業のPR・特色 ・社会福祉法人ゆうわ会は、様々な形態の障害者支援事業があり、利用者のニーズに応じたサービスの提供が可能(就労支援、生活介護、入所施設、グループホームなど)であり、障害福祉に関わりたいと思う人に対して、就労の選択肢が多くあります。保育事業もっており、障害者の皆様が園児と交流する機会(運動会など)もあるなど、多くの人に障害に対する理解を深めてもらう活動もしています。						
従業員数	15名					
本社所在地	〒 850-0001 長崎県長崎市西山4丁目604-17					
待遇	制服貸与	支給有	食品製造作業場での作業着	通勤交通費	支給有	一部支払
	実習手当	支給無		宿泊施設	支給無	
	旅費	支給無		その他	支給無	
携行品・服装等	ジャージ等の動きやすい服装、筆記具、水筒、弁当、室内用シューズ					
インターンシップに参加した学生情報について※			過去インターンシップの実績（3年）			
<input checked="" type="checkbox"/> 採用活動に活用する		<input type="checkbox"/> 採用活動に活用しない		インターンシップ初年度のため実績なし		
インターンシップ窓口ご担当						
部署	ワークショップあさひ		役職	支援主任		
氏名	橋口 龍一					
mail	workshop-asahi@yuuwakai.or.jp					
TEL	095-818-9441					

※「インターンシップに参加した学生情報について」で「採用活動に活用する」と回答した企業は、学生が企業に提出した自己紹介書や学生の評価について、広報活動及び採用選考活動解禁後に限り、その情報を活用する場合があります。